

平成24年度 第7回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成24年12月6日(木) 14時開会
場 所 : 札幌エルプラザ環境研修室1～2

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
山本 裕子	北海学園大工学部社会環境工学科	准教授
早矢仕 有子	札幌大学法学部	教授
五十嵐 敏文	北海道大学大学院工学研究院	教授
宮木 雅美	酪農学園大学 農食環境学群	教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院 デザイン研究科	教授
東條 安匡	北海道大学大学院工学研究院	准教授
半澤 久	北海道工業大学空間創造学部建築学科	教授
遠井 朗子	酪農学園大学 農食環境学群	教授
堀 繁久	北海道開拓記念館 企画調整課長・学芸第一課長	
妹尾 優二	一般財団法人 流域生態研究所	所長

計 12名

(2) 事業者

札幌市環境局環境事業部施設担当部長	長瀬 隆
札幌市環境局環境事業部施設管理課長	小林 哲也
札幌市環境局環境事業部施設管理課施設計画係長	及川 治雄
札幌市環境局環境事業部施設管理課施設計画係	平 宏行
応用地質株式会社	佐々木 知子
エヌエス環境株式会社	杉浦 康裕
エヌエス環境株式会社	倉井 規広
エヌエス環境株式会社	長野 満

(3) 事務局

札幌市環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境共生推進担当課長	大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長	宮下 幸光

2 傍聴人

1 名

１．開　　会

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成２４年度第７回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

今日は、遠井委員が遅参されることと、佐藤久委員、赤松委員、森本委員及び西川委員から欠席という連絡をいただいております。

現在の出席委員数は１１人ということで、過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第４条第３項に基づき、この会議が成立していることを報告いたします。

私は、本日の司会の環境共生推進担当課長の大江です。よろしくお願いいたします。

２．開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　それでは、最初に、開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○木田環境管理担当部長　環境管理担当部長の木田でございます。

今年度第７回目の環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

師走に入りまして、皆様にも、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は、二つの議題についてご審議をいただく予定としております。

一つ目は、先月の１４日付で諮問させていただきました法の対象事業であります（仮称）北部事業予定地一般廃棄物最終処分場にかかわる準備書でございます。先般の法律の改正で、事業の実施により、影響を受けると認められる地域の範囲が政令市のみに限られる場合は、政令市長からの意見は知事を経由せずに事業者へ直接述べるものとするという規定が追加されたことから、北部事業予定地の案件につきましては、本市による初の、事業者へ直接意見を述べる対象となります。準備書の内容は多岐にわたりますが、各委員におかれましては、専門的な立場から詳細なご議論をいただきたいと考えております。

二つ目は、昨年の１１月から議論をいただいております札幌市環境影響評価条例のあり方についてでございます。計７回にわたりご審議をいただいておりますが、その内容を整理いたしまして、本日、中間報告（案）として提示をさせていただきます。年明け以降、中間報告の内容を踏まえまして、条例改正についてのパブリックコメントを行いまして、その結果も参考にして、今年度中に答申をいただく予定としております。つきましては、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、本日の審議会の開催に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎資料の確認等

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 最初に、きょうの会議の終了予定時間です。案内の方では16時30分までとしておりましたけれども、会場の都合もありまして、最長でも16時45分までに終わりたいと思っておりますので、進行の協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の方に資料を配付しておりますけれども、そちらの確認をさせていただきたいと思います。

最初に、次第と座席表、次に、北部事業予定地準備書の関係資料であります。資料1-1ですけれども、今回は準備書についての諮問書ですが、本来であれば会議の場で諮問させていただくというものですけれども、現地視察を先に行うという関係で、11月14日付で諮問の手続を書面にて行わせていただいております、その写しをつけております。資料1-2としまして、今回の事業のアセス手続についての経過をまとめた資料でございます。資料1-3として、この審議会の規則をつけております。資料1-4としまして、今回の審議を行うに当たりまして、後ほどお話をしますけれども、部会を設置するということで、その部会員の名簿をこちらにつけております。その下に、資料1-5ということで、今回の審議日程について記載しております。次に、資料1-6ということで、この事業そのものの概要についての資料になっております。それから、資料1-7としまして、準備書の概要を用意しております。

それから、A3判の参考資料1として、希少種情報についての資料です。こちらは、非公開情報ということで、審議会委員の方のみの配付とさせていただいております。傍聴の方には配付しておりませんので、どうかご了承ください。

それから、参考資料2ということで、先日、視察を行いましたけれども、その後の意見交換会での質疑の概要と、その後、メール等でいただいた質問についての資料をつけております。

ここまでの、北部事業予定地の資料ということで、次が、条例改正に関する資料です。

資料2-1は、審議会からの中間報告（案）、資料2-2は、これまでは諮問した後に審議しておりましたけれども、その経過の一欄表です。

参考資料3としまして、A3判の三つ折りのものですが、条例改正の五つのポイントです。最後に、参考資料4ということで、北海道の条例の改正についての審議を北海道で行っておりますけれども、その答申書を参考につけております。

資料の方は以上ですが、お手元にない資料などがございませうか。それから、今回の準備書に関する審議ということで、きょうは準備書をお持ちいただいておりますでしょうか。

それでは、審議に入りたいと思いますが、最初に、今回の審査に当たりまして、昆虫類の専門家といたしまして、堀委員、魚類の専門家としまして、妹尾委員のお二人を

専門委員として、委嘱をさせていただいております。

お二人から、簡単に自己紹介をよろしくお願いいたします。

○堀専門委員 開拓記念館の学芸員をやっております堀と申します。

一応、専門は昆虫で、道内のいろいろな昆虫を扱っております。よろしくお願いいたします。

○妹尾専門委員 流域生態研究所の妹尾と申します。

私は、魚類ということで、今の研究テーマは、水と川の中の生き物ということで、川の形態とか、生の魚の生態行動を水中の中でずっと観察している者でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○佐藤会長 この案件は、準備書ということですので、かなり専門的なことが細かく議論されると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、事務局から、本案件の経緯と今後の予定についてお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料1－2をごらんいただけますでしょうか。

こちらの方に、これまでの経過を書いております。

まず、（1）方法書手続（平成19年度終了）というところですが、平成19年度に事業者から方法書が提出されまして、公告縦覧、市民等からの意見募集を行いまして、平成19年5月には現地視察も行っております。審議は、3月と6月に行いまして、6月25日に答申をいただきました。答申をもとに、6月29日付で、北海道知事へ市長意見を送付しております。北海道知事からは、8月20日付で、事業者へ意見書を送付されております。

（2）準備書手続ですが、こちらは、方法書手続が終了した後、事業者において、方法書に従って、調査、予測、評価を行いまして、先月に準備書が提出されております。縦覧は、11月15日から来週12月14日までの1カ月間行われておりまして、先月末の11月30日には、事業者によりまして東区の東苗穂、モエレ交流センターで住民説明会を開催されております。意見の募集期間につきましては、縦覧の終了2週間後の12月28日までとなっております。今のところ、提出された意見はありませんが、意見が提出された場合は、事業者から、その意見に対する見解書を提出してもらいまして、それを告示縦覧し、公聴会の開催のための公述人の募集を行うこととしております。公述の申し出があった場合は、公聴会を開催いたしますけれども、申し出がなかった場合は、公聴会の

開催はいたしません。

それから、審議会の方ですけれども、皆さんご承知のとおり、11月中旬に現地視察を行っております。今後の審議の進め方については、後ほど資料1－5で説明させていただきます。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

最初に、事務局からお話がありましたけれども、今回、準備書の手続を行っていく上で、できるだけ効率よく進めたいと思いますので、部会による審議を行いたいと思っております。札幌市環境影響評価審議会規則第6条第1項の規定に従って、部会を設置することになります。

部会員の氏名につきましては、同じく規則第6条第2項及び第3項の規定により、会長の私から指名させていただくことになっております。

資料1－4をごらんください。

ここに、部会の案といいますか、指名させていただく委員のお名前が載っておりますけれども、上から、村尾副会長、佐藤久委員、五十嵐委員、早矢仕委員、西川委員、東條委員、堀専門委員、妹尾専門委員の8名を部会員として指名させていただきます。

なお、本日欠席の佐藤久委員と西川委員からは了解をいただいております。

また、部会の統括をしていただきます部会長は、村尾副会長にお願いしたいと考えております。

以上の指名について、異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 以上の8名ですけれども、そのほかに、ぜひ参加したいという方がおられれば参加できますので、お申し出いただければと思いますが、どなたかいらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

では、指名させていただきました部会員の皆様、よろしくお願いいたします。

村尾部会長から、一言、お願いできますか。

○村尾副会長 座ったままで失礼いたします。

一言ということですが、二言ぐらいお話ししたいと思います。

部会員になられた委員の皆様には、大変ご負担をかけますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の審議会では条例改正のあり方を審議しているように、一昔前と比べると、環境アセスメントに対する考え方も相当変わってきているところかと思っておりますので、少し条例改正も意識しながら審議を進めさせていただければと思います。

全部で3回の部会を予定しているわけですが、スムーズな進行を心がけたいと思います。そのために、きょうはちょっとお願いがございます。

昨年度、山本公園の答申を行ったわけですが、その答申を行うときに、前文みたいなものがございまして、ここでは草地環境が非常に大事であるということが書かれておりました。実を言うと、その最後に至って、この環境アセスメントは、草地環境が一番大事だったのかとわかった次第でございます。これは私が鈍いこともあるのですが、できれば、そういうことをみんなで最初に共有しながら、しっかり議論をしなければいけないところには時間をかけ、そうでもないところは比較的スムーズにやっていきたいと考えております。

きょうは、この後、時間をとっていただきまして、各専門領域についてご意見を伺うわけですが、そのときに、意見とともに、全体のアセスメントの中でご専門の分野がどんなような位置づけになるのかということを、印象で結構ですので、お話をいただきまして、そういったものをまとめながら部会に入っていきたいと考えておりますので、その点をぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、部会も含めた本準備書の審議日程、あるいは、審議事項の案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料１－５の日程をごらんください。

今、村尾副会長からもお話がありましたけれども、審議会については、全体会議が今回を含めて２回、部会が３回の合計５回を予定しております。部会の１回目ですけれども、本日から３週間後の１２月２６日水曜日午後２時半から、エルプラザ２階の環境研修室で行います。審議事項につきましては、主に工学系の項目を予定しております。

２回目につきましては、来年１月１８日金曜日の午前１０時から、市役所１２階の会議室で行います。審議内容は、主に自然系の項目について行う予定です。

３回目につきましては、２月中旬から下旬を予定しております。審議内容は、部会としての報告案の検討です。日時と場所については未定でございます。

その後、３月または４月に全体会議を行いまして、部会からの報告を受けて、市長への答申案についての審議を予定しております。

審議日程、審議内容につきましては、以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

先ほど、村尾部会長から話がありましたとおり、始まってみて、例えば、重要なところに時間を割くということになるかもしれませんが、現段階ではこれでいきたいということですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 では、よろしくお願いいたします。

では、以上のスケジュールで詳細な審議を進めていきたいと思います。

部会員は８名ですが、その他の部会員でない方も、ご意見等がありましたら、いつものように事務局にメール等で連絡していただければ、それを取り上げていただくということ

になります。また、審議に関係したところで参加したいということがありましたら、それも申し出ていただきますと出席可能ですので、その際も事務局の方に連絡をいただければと思っております。

ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、具体的な審議に入る前に、方法書が出てから5年以上たっていますので、まず、事業の概要、準備書の内容、特に報告書の段階で述べた住民意見、知事意見、市長意見に対する事業者見解についても見ていきたいと思っております。

それらについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 本日の会議には、事業者であります環境局環境事業部の方に出席をしていただいておりますので、いつものように、こちらの席に着いて説明をさせたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○佐藤会長 よろしく願いいたします。

〔所管部局、事業者は所定の席に着く〕

○佐藤会長 それでは、事業者の方から、事業概要及び準備書の内容について説明をお願いいたします。

○事業者（長瀬施設担当部長） 札幌市環境局施設担当部長の長瀬でございます。よろしくお願いいたします。

まず、事業者の事業概要に説明に入る前に、一言、ごあいさつと、メンバーの紹介をさせていただきます。

札幌市では、平成20年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画、スリムシティさっぽろ計画に基づき、平成21年7月に新ごみルールをスタートし、燃やせるごみ、燃やせないごみの有料化や、新たに雑がみ、枝・葉・草の資源物として分別収集を開始しております。市民の皆様のご協力もありまして、スリムシティさっぽろ計画における目標は、ほとんど達成しており、中でも、平成29年度を目標にしていた燃やせるごみの減量については、平成23年度までに達成し、篠路清掃工場を廃止することができました。

また、事業者などがごみ埋立地に直接持ち込む自己搬入ごみに対しては、搬入指導員を配置して、埋立地から不適正なごみを排除するなどの対策を努めてきております。

この結果、埋め立てごみにつきましては、平成16年度の埋め立て実績の約22万トンに対し、平成23年度の実績は約10万トンとなっており、実に50%以上の大幅な減量となっております。このような大幅な減量を達成したことで、札幌市の既存の最終処分場の残余年数が約30年となっておりますが、処理の最後に残る残渣や燃やせないごみは、最終処分をすることが必要でございます。本市の最終処分場は、東側に位置する山本処理場と、西側に位置する山口処理場の2カ所がございしますが、今回ご審議いただく予定地が、これに続く将来の処分場となる計画でございます。

本事業は、環境影響評価法における第2種事業となる最終処分場として、平成18年度の方法書を経て、翌19年度から調査を続けてまいりましたが、このほど準備書がまとま

りましたので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

これから、メンバーの紹介をさせていただきます。

私の隣におりますのが、施設管理課長の小林でございます。

施設計画係長の及川でございます。

北部事業を担当している平でございます。

今回の環境影響評価の業務を委託しております応用地質株式会社の佐々木さんでございます。

現地調査等を担当された応用地質グループ会社となるエヌエス環境株式会社の杉浦さんです。

それから、倉井さんです。

それから、長野さんです。

以上、これで全員でございます。

次に、事業の概要等については、小林と及川の方から、順次、説明させていただきたいと思います。

○事業者（小林施設管理課長） それでは、改めまして、環境事業部施設管理課長の小林でございます。

座って説明させていただきます。

最初に、最終処分場事業の概要について説明いたしますが、資料につきましては、お手元の資料１－６をごらんください。

最初に、札幌市における現在のごみ処理の状況について書いておりますが、ごみ処理総量といたしましては、平成３年度がピークの約１１８万トンとなりましたけれども、これが直近の平成２３年度では６１万トンにまで、ごみ処理総量そのものが大きく減少しております。現在の処理の内訳といたしましては、資源となるものを選別・リサイクルしているものが約１２万トン、これら以外の燃やせるごみとして、清掃工場で焼却しているものが約４５万トン、また、燃やせないごみが約４万トン、焼却灰等の残渣が６万トンぐらいありまして、この４万トンと６万トンの合計の約１０万トンを埋め立て処分している状況です。

資料の４ページをごらんください。

施設の配置状況を載せておりますが、ちょっと見づらいのですが、これは札幌市の中心部がほぼ図の真ん中あたりとなっております。それに対しまして、ほぼ東西南北に清掃工場を四つ配置しておりましたけれども、そのうちの一つの北にあります篠路清掃工場は、もう既に廃止となりまして、今、清掃工場は三つ稼働しております。それから、今回のテーマとなっておりますごみ埋立地については、西の方の山口処理場、ちょうど海岸に近い、小樽市境に近いところにあります。それと、江別市との境に近い東方面に山本処理場がありまして、この二つの埋立地で埋め立て処分に対応しております。

今、山本、山口の二つの埋立地で埋め立て処分をしておりますけれども、これらに次ぐ

次期埋立地が今回の審議と対象となっております北部事業予定地と呼んでいるものでございます。札幌市は、今、山本と山口の二つの埋立地で、残余年数が約30年となっております。特に、江別市に近い山本処理場が規模としては大きく、順次、拡張をしながら埋め立てを行ってきております。

1ページにお戻りください。

ここに、山口処理場、山本処理場のそれぞれのもう少し詳しい図が載っておりますけれども、山本処理場の方を見ていただきますと、薄い緑色となっているところが、埋め立てが既に終了した区画でございます。山本処理場を見ますと、もう大部分は埋め立てが終わってきております。ちょっと凡例の色が変ですけども、水色のところが埋め立て可能なエリアとなっております。それと、黄色は、これから造成するところです。そんな形となっております。

そして、2ページをごらんください。

ごみ埋め立て量の推移を示した棒グラフを載せております。ごみ量のピークは平成3年の63万トンとなっております、その前後を見てもおおむね50万トン前後ぐらいで推移しておりました。年間埋め立て量としては、以前は年間50万トンが一つの目安となっておりますでしたが、その後、各種リサイクル関連法が整備されてまいりまして、従来は埋め立てしておりました瓶とか缶類、それと容器包装プラスチック類などが分別されて資源化されていきまして、こういったものが埋め立て対象ごみからなくなっていったのです。これらの家庭ごみのほかに、事業系のごみについても同様に減少してまいりまして、さらに、札幌市の埋立地におきましては、これまで受け入れていた産業廃棄物の受け入れ品目を縮小していきまして、それと同時に、自己搬入ごみの搬入指導についても強化したということで、埋め立て量を絞っていったということです。

それから、最近では、家庭ごみの一部有料化を含めた新ごみルールを、平成21年7月からスタートしたことによりまして、さらに減量化が進んだということで、現在は年間約10万トンまで減ってきております。このグラフを見ると、いかに以前はたくさん埋めていたか、あるいは、現在はそれに比べて減ってきているかがおわかりいただけるかと思います。このように、大幅なごみ減量を達成したことによって、札幌市の既存の最終処分場の残余年数は約30年となりまして、これは全国的にも結構長い方となっております。

一方、この間に、最終処分場の構造基準が大幅に強化されたということがありまして、特に、軟弱地盤地帯については、ごみ埋め立てによる基礎地盤の沈下量を10センチ以下に抑えることが必要となってきたということが、これまでと違ったこととしてございます。

本件の事業予定地は、相当な軟弱地盤でありますことから、ごみ埋立地をつくる前に、事前に地盤強度を上げるため、プレロードを行う計画となっております。プレロードというのは、地盤に盛り土をしまして、その荷重をかけることによって、沈下する分は沈下させて、もうそれ以上沈下しなくなる状態にすることですが、このプレロードの対策後に、貯留施設の造成工事を行うこととなります。

この事前のプレロードは、場合によっては10年ぐらいかかったり、相当な年数を要しますので、既存の埋立地の残余年数はまだ相当ありますけれども、プレロードにはもっと早くから着手しなければいけないということで、今から、環境影響評価などの作業を進めているところになります。

続きまして、埋立地の構造についてお話をしておきます。

資料は、2ページの2をごらんください。

埋立地の構造は、現在の埋立地も同様でございますけれども、国の基準に基づく、いわゆる準好気性埋め立てと言われるもので、二重の遮水構造と、その中に入れた集排水管、それとガス抜き施設などによりまして、埋立地の内部の通気性を確保して、ごみの分解を促進する考え方で行われております。

排水処理施設は、生物処理と物理化学処理の組み合わせを基本としたものですが、ここに簡単な図が出ておりますが、今回、アセスの対象となっております北部事業予定地につきましては、直接、河川等への放流ではなくて下水道への放流を予定しておりますので、ここに出ているものよりも簡易な排水処理施設になるものと考えております。

続きまして、3ページをごらんください。

ここには、北部事業予定地の事業規模のほか、事業概要を載せております。

(2) のところに、事業スケジュールというふうに出ておりますけれども、これはあくまでも現時点での目安を示したものでございます。このところは、毎年少しずつごみの減量ができていくように、今後もさらに減量を目指しておりますので、この目安も今後さらにごみの減量が図られることで、既存の埋立地の残余年数がさらに延びた場合には、事業の着手時期についても延びる可能性がございます。

今回の事業の全体でございますけれども、北部事業予定地は、全体面積が約50ヘクタール、そのうちの半分ほどをごみ埋立地としての貯留施設に充てます。周辺には、緩衝地帯として、結構な面積を残します。

貯留施設は、次のA3判折り込みの裏側をごらんいただけますでしょうか。

ここに、事業予定地の航空写真と、その隣に施設平面図が出ております。この施設平面図のように、予定地の中に周囲に緩衝地帯50メートルを確保した上で、この中に貯留施設を4ブロックつくる形になります。そして、この4ブロックは、一度にこんなふうにつくるのではなくて、順次、プレロードをし、貯留施設造成も順次行うような計画になっております。それから、敷地の北側には、雨水調整池と浸出水調整槽、浸出水の1次処理施設を配置する計画となっております。全体の大ざっぱな配置としては、このように考えておりまして、細かい部分は詳細設計をやる中で、この基本計画をもとに決めてまいります。

ごみの埋め立て自体は、貯留施設を設けまして、地上から層状に盛り上げる形で計画しており、埋め立て終了時にはGLから12メートル程度の高さになります。12メートル程度高いといっても、山というよりは、全体に平たい台地のような形になりまして、これは、現在、もう既に跡地利用計画に入っております山本処理場も、ちょうど同じような形

態をなしております、この事業予定地も同じような形になるものとして計画しております。

それと、平面が、この図のとおりです。

そして、断面のイメージは、先ほど、2 ページで説明いたしました層状に埋めていく準好気性埋め立てというものです。

最後に、浸出水処理ですけれども、降雨量、雨の多い少ないを、浸出水調整槽で行った後に、凝集沈殿等の1次処理を行いまして、事業予定地の北側を走っております道道128号線の近傍まで下水道管が来ておりますので、そこに接続して、放流する計画としております。

以上が、今回のアセスの対象となっております北部事業予定地における埋め立て事業の概要でございます。

続きまして、アセスメントの概要について施設計画係長の及川から説明いたします。

○事業者（及川施設計画係長） 環境局施設管理課の及川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

準備書の概要の説明の前に、私たち事業者の方から配付した資料をご説明したいと思います。

お手元に配付済みですが、今回、準備書の方で、大変申しわけなかったのですが、一部、誤字脱字等、あるいは、予測値の修正がございました。その部分の正誤表をA4判ペーパー1枚の裏表のもの、表側が準備書正誤表、裏側の少しボリュームがある方が、温暖化ガスの関係ですけれども、これは埋め立て期間の見直しにより、修正があったのですが、この内容が準備書の反映されていなかったということで、大変申しわけないのですが、今回、正誤表とさせていただきます。

温暖化ガスに関しては、少しボリュームが多いものですから、7-14の23ページから32ページになるのですけれども、見え消しの形で差し替え版をお配りしましたので、こちらをご参照いただければ幸いです。

なお、現在、縦覧中なものですから、縦覧場所においては速やかに、この情報を設置したいと思っております。

それでは、お手元の資料1-7と、あわせて、前の方のスクリーンでも同じものを表示いたしますが、こちらに沿って、少し駆け足になりますけれども、簡単に説明してまいります。

先ほど、課長の小林の方からも説明がありましたけれども、現地は、四つのブロックに分けて、順次、プレロード、貯留施設造成を行う計画です。現在、Aブロックのプレロードを、平成30年から、順次、プレロードをC、Dと進みまして、平成49年ごろから、Aブロックの貯留施設の造成を開始しまして、平成51年ごろから埋め立てを開始する予定としております。

知事、市長意見等がいろいろあったのですけれども、これらを環境影響評価項目として

まとめたものが、準備書第6章第1節の2ページに記載しておりますが、この表を簡略化したものをスクリーンに表示しております。環境影響評価を行う項目や手法については、方法書に対する知事、市長意見を勘案しております。

これらの意見に対する事業者としての見解ですけれども、準備書の第4章に、まとめて記載しております。市民意見、知事、市長意見をあわせて、第1節、第2節として、まとめております。

調査、予測、評価を行う上での事業者としての対応につきましては、これからそれぞれご説明しますけれども、影響評価項目ごとに、評価の結果とあわせて主要なものを、順次、ご説明させていただきます。

最初に、大気質の二酸化窒素と浮遊粒子状物質です。

こちらに関しては、事業を四つのブロックに分けて、プレロード、それからその後のごみ貯留施設の造成を行うことから、いろいろなケースが考えられるのですけれども、例えば、建設機械の稼働ですけれども、この時期最大となるのは、AブロックからDブロックへプレロードの土を動かす時期が最大となる予測です。また、供用されたときですけれども、このケースでは、例えば、Cブロックでごみの埋め立てとその隣のDブロックで、プレロード材の搬出が並行して行われる時期がございます。こうした負荷の高い時期を予測するということで、今回、作業をしております。

また、知事、市長意見にございました事業予定地西側のみでなく、風下となる大気質のデータも考慮すべきというご意見がございましたので、こちらに関しては、江別市の篠津一般環境大気測定局のデータも調査、予測に反映させております。

また、騒音調査における車両通行量内容を、大気質、振動の予測評価にも反映させることという知事意見がございましたので、こちらに関してもこうした手法で予測評価を行っております。

具体的な窒素酸化物、浮遊粒子状物質の予測についてですが、発生要因ごとに整理し、一つ目としては建設機械の稼働です。こちらについては、第7章の1ページから記載しております。また、建設資材、機械、副産物の運搬車両に関しては25ページ、ごみの埋め立ての覆土材の機械は41ページから、廃棄物運搬車両については、同じく準備書の56ページから記載しております。こうした発生要因ごとに、それぞれ環境への負荷が最大となるパターンで、敷地境界、また、南側に住宅がございますので、そちらの地点で保全目標を満足するかを予測しましたが、このスライドのとおり、各保全目標に対して、具体的な数字は準備書の方にありますけれども、満足する結果となっております。

次に、大気質の粉じん関係です。こちらに関しても、同様に、発生要因ごとに予測を行っております。準備書の方では、第7章第1節の63ページから99ページでございます。こちらにおいても、敷地境界南側民家棟で予測しておりますけれども、環境負荷が最大での予測を行いましても、いずれも保全目標を満足できる結果となっております。

続いて、騒音・振動です。

こちらは、廃棄物の搬入や処理場内で稼働する機械を分けて評価予測することという意見がございました。この関係で、施設建設に伴う、建設機械の稼働、資材の運搬、ごみの埋め立て覆土用機械の運転、それから、浸出水の処理施設の稼働もございます。また、廃棄物の運搬に分類しまして、負荷が最大となるパターンにおいて同じく敷地境界南側民家地点で予測評価をしております。

結果についてですけれども、振動が第7章第2節の1ページから、騒音が第7章第3節の1ページから記載しております。騒音については、埋め立てとプレロードの土量搬出が並行実施される時期の日中において、南側民家で保全目標値と同じかそれに近い値となる場合もございますが、保全目標値は満足する結果となっております。振動に関しましても、発生要因別振動が現況予測と比較しまして多少上昇しますけれども、これらについても目標を満足する結果となっております。

次に、悪臭です。

こちらは、準備書の第7章第4節の1ページから記載しております。知事意見としまして、調査方法は事業特性を踏まえて行うこととありますので、これは類似施設となる山本処理場、先ほど課長の小林から説明しましたけれども、こちらで現地調査を行っております。これをベースに定性的な予測評価を行いました。北部事業予定地で夏場に出現率が高い東南東、南東の風において風下となる北西側の敷地境界及び事業予定地最寄りの南側住居においても、保全目標値の臭気指数10を満足できる結果と予測しております。

次に、水質となります。

準備書は、第7章第5節の1ページから記載しております。知事意見としまして、先ほど同様、事業特性を踏まえてということがございますので、プレロード時の濁水予測については、実際に現地から採取した土壌を用いた沈降試験を行いまして、現況把握を行っております。

また、浸出水につきましては、先ほど課長の方から話がありましたけれども、1次処理後、下水に放流することで、今回は下水の受け入れ量の能力確認のみとしておりまして、こちらは満足しております。濁水の方ですけれども、プレロード時、プレロードとごみの埋め立て並行時期、全ブロックがごみ埋め立て時期になるというパターンで予測しております。最も雨水排水量が多い、すべてプレロードを行っている状況においても、浮遊物質量の保全目標を満足できるものとなっております。

続いて、地下水です。

準備書では、第7章第6節の1ページからとなります。この項目については、市長から、砒素等が含まれているというところで、調査並びに評価すること、また、知事の方からは、既存資料に加え、必要に応じ、現地のボーリング調査を実施するというご意見がございました。調査においては、第7章第6節の2ページに、地下水の調査地点位置図がございますけれども、事業実施区域とその周辺、また、少し西側に福移湿原があるのですが、こちらも含めて水質が5地点、地下水を計13地点で調査を行っております。合わせて、事業実

施区域とその周辺の地形地質についても調査を行っております。この結果を、準備書第7章第6節の8ページ以降、地下水観測結果を10ページ以降にまとめております。

地下水位の予測評価ですけれども、環境への影響が最大となる時期及び事業活動が定常となるときに予測しておりますけれども、流向予測や地盤への影響の関係から、造成工事の施工、最終処分場の存在等もほとんど影響がないものと予測しております。また、地下水質への影響ですけれども、こちらも同様に、造成工事、最終処分場の存在による地下水量はほとんど変化しないと予測しております。また、豊水期、渇水期とも現況は変わりないと予測しているところです。

続きまして、地形、地質です。

こちらは、知事、市長の方から、予測対象とするよう意見を受けております。今回、これに伴って、追加したものでございます。日本の地形レッドデータブックで、豊平川が保全すべき地形として、選定されております。また、レッドデータの土壌の保全には、石狩泥炭地の高位泥炭土の分布が掲載されているということがございました。調査に当たっては、地形については既存資料、地質にあつては既存資料とボーリング調査で行っております。準備書は第7章第7節の1ページから記載しております。

調査の結果、表層に泥炭層、その下に粘土層がありますけれども、画面の方で色がついていますが、青色の粘土層が東から西に向かって厚く分布するような地層となっております。先ほど、課長の小林からも話がありましたけれども、この部分が沈下する予測であります。10センチメートル以内に抑えることが最終処分場として必要となるものですから、この対策をプレロード工法で計画しております。

地形にあつては、重要な地形である札幌扇状地に及ぼす影響は極めて低く、また、地質においては、残念ながら事業実施区域の泥炭層は、プレロードによって最大3メートルほど沈下すると予測しておりますけれども、事業自体では現状地盤の大規模な掘削除去は行われないため、周辺地質に及ぼす影響は極めて軽微と予測しております。

続きまして、動植物等の自然環境についての予測評価結果です。

知事、市長意見では、動物の生態系を把握して、適切な時期に調査を行うことや、地下水位の変化によって生ずる動植物の生育・生息環境の影響の検討というご意見がございました。この関係で、例えば、魚類ですと、春先に魚が動き出す時期と、秋ごろの繁殖期の2期に分けて調査を行ったりしております。また、今回、猛禽類がいろいろ確認されていきますけれども、2月から9月に全般的な調査、12月から1月にかけて営巣の環境調査、それから、2月、7月ごろに利用可能な古巣の確認調査ということで、猛禽類の特性に沿った調査を行っております。

動物については、準備書第7章第8節の1ページから記載しております。事業実施区域とその周辺及び福移湿原を含めた調査の結果により、確認された重要種ですけれども、コウモリ等の哺乳類が3種、鳥類ではオオタカ等が23種、魚類等においてはエゾホトケドジョウ等で5種、昆虫類ではオオコオイムシ等が23種、底生動物ではマルタニシ等の2

種が確認されております。

なお、これらは、事業実施区域のみの確認ではなく、周辺においても存在を確認しております。

この中で、影響を受けるものとして予測対象評価としたものは、鳥類ではオオタカ、チュウヒ、魚類ではエゾホトケドジョウ等の3種です。昆虫類ではオオコオイムシの2種、底生動物ではマルタニシを選定しまして、これらに対する保全措置の検討を行っております。これらについて、準備書の第7章第8節、130ページから記載しておりますけれども、鳥類に関しては低減措置、魚類、底生動物に関しては代償措置を行う計画としております。

次に、植物です。

準備書の第7章第9節、1ページから記載しております。知事意見としまして、植物の生態に応じた調査や調査時期の適切化、地下水等の変化によって生ずる動植物の生育、生態環境の影響を検討することで行ってまいりました。これを受けまして、植物の特性を考慮し調査時期を複数回に分ける等の対応を行っております。また、事業実施区域とその周辺及び福移湿原を範囲としまして、既存種類に加えまして現地調査に基づいた植生図作成も行い、現況把握を行っております。

調査の結果、重要な種に属するものは6種確認されております。これらについて予測評価を行った結果、エゾオオヤマハコベ、フクジュソウ、ミクリについて保全措置を行うこととし、これは移植になりますけれども、代償措置を計画しております。こちらは、準備書第7章第9節の33ページ以降に記載しております。

続きまして、生態系です。

準備書の第7章第10節、1ページから記載がございます。調査等は動物、植物の調査結果を整理、解析することで行ってまいりまして、樹林地、乾性草地、湿性草地、水域における食物連鎖を整理いたしました。保全対象としましては、オオタカ等の4種の注目種・群集と、樹林地、乾性草地、水域の生態系としました。注目種・群集であるオオタカ、チュウヒについては、第8節での環境保全措置、工事の低減を行う予定です。また、同様に、エゾアカガエル、エゾホトケドジョウについても、代償池移動による環境保全措置を行う予定です。また、生態系となる樹林地、乾性草地は、オオタカへの環境保全措置を考えております。水域にあっては、代償池に新たな生態系を創出することと考えております。

次に、景観です。

準備書においては、第7章第11節です。知事、市長意見としまして、主要な眺望点のほか、日常生活の場からの眺望、周辺道路等処分場を眺望できる複数の方向から調査場所を選定することがございました。これを受け、モエレ沼公園等のほかに、日常の生活場として、周辺道路からの眺望地点を選定して、予測しております。予測評価では、事業区域の南側にあります中野三番線という道路がございますが、こちらからの眺望に遮り等の影響を及ぼす可能性があるということがあります。低減措置といたしましては、植栽による

修景を行うことを検討してまいります。

なお、処分場が存在するまで時間もあるので、現在ある樹林等が成長しまして、自然再生されることも若干は期待できるかと考えております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場です。

準備書は、第7章第12節です。触れ合いの場として、モエレ沼公園とサッポロさとらんどを調査地点とし、年間を通じて調査を行っております。予測時期にあつては、造成工事の影響が最大となる時期、また、最終処分場が定常となる時期を予測しておりますけれども、いずれも、人と自然の活動の場、利用環境、アクセスルートにおいても予測しておりますが、いずれも影響は少ない結果となっております。

次に、廃棄物です。

こちらは、第7章13節です。事業実施に伴って、樹木の伐採がございます。また、最終処分場造成工事において廃棄物の発生がございます。伐採等については、チップ化等による、燃料等でのリサイクル、また、造成工事に対する廃棄物は、適切な処理を行うことを予定しておりますので、廃棄物の発生に係る環境への影響は小さいと考えております。また、プレロード材ですが、こちらは札幌市が発注します公共工事の発生残土を利用する計画で、一部は地盤沈下相当分で補てんされることになったり、また、ごみ貯留施設の堰堤等としても利用できる予定です。最終的に余ったものは、場外で利用していただくようなことを札幌市全体として考えたいと計画しております。

次に、温室効果ガスです。

これについては、メタンガスの予測を方法書で設定しておりましたが、私ども事業者としまして、二酸化炭素の量のについても予測を追加しております。準備書では、第7章第14節の1ページからです。

メタンに関しましては、不燃ごみ中に含まれる有機物の分解から発生する量を予測しております。また、二酸化炭素によっては、造成工事の建設車両、埋め立てに伴う埋め立て機械、廃棄物の搬入車両、浸出水の施設の稼働といった点から予測しております。保全目標は、これ以内に抑えることになるのですけれども、工事段階において、極力、低排出ガス車両を使う等のことを検討してまいりたいと思います。

最後に、カラス・トビ・カモメです。

こちらの方は、市長意見として、不燃ごみであっても有機分が混入することがあることから、既存処分場の実態調査を行い、影響について予測するという意見を反映したものです。準備書では、第7章第15節の1ページから記載しております。

既存調査としましては、山本処理場を対象に行っておりますが、現地調査が平成20年5月と8月という時期でございました。この結果の調査内容を準備書にまとめておりますけれども、先ほど説明にあった新ごみルール適用が、平成21年7月となっております。この時点より、さらに分別化が徹底されているということでございます。

また、カラスにとっても、埋立地が主要なえさ場にはならないと考えております。さら

に、カモメやトビ類にも、事業実施区域及びその周辺の上空は、個体の少数の飛翔を確認している程度につき、これらの影響はないと予測しております。

資料の最後の方に、今までのまとめとなりますけれども、予測評価結果と影響が及ぶ可能性がある要素についての一覧と、保全措置の一覧をまとめとして掲載しております。

かなり手短な説明となってしまいましたが、説明は以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明は、大きく分けますと前半の事業の概要、それから、後半は準備書に記載された項目ごとの影響評価の具体的な説明だったと思います。

それでは、初めに、事業の概要について何か質問等がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 では、事業の概要については特に質問はないと判断いたしました。

それでは、各項目について、順次、進めてきたいと思っておりますけれども、詳細な審議は、先ほど構成しました部会の中で行っていただくことになりますので、きょうは、項目ごとのポイントとなるような事項を述べていただくことを中心に進めたいと思っております。

それから、先ほど部会長の方からお話がありました全体の事業の中で、各項目がどういう位置を占めるのか、どの程度重要かということについてもコメントをいただければと思います。

部会の委員以外の方につきましては、随時、メール等で事務局に意見とか質問を提出していただければいいのですが、この案件につきましては次の全体会議は、この部会が全て終わった後になりますので、部会員の方については特にきょう述べておきたいことを述べていただければと思っております。

それから、参考資料2という表になったものがお手元にあると思っておりますけれども、これは、視察を行った際に出た質問とか意見をまとめたものです。この後、各項目ごとの審議を進めていきますけれども、これについてはその都度、関連した項目について触れていきたいと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 では、そのような形で進めさせていただきます。

それでは最初に、この準備書を読んでいただいたと思っておりますので、ここに記載された順番ですけれども、大気質について村尾副会長、いかがでしょうか。

○村尾副会長 大気については、いつものことですが、先ほど、おまとめいただいたスライドの35枚目で、環境影響がない、または、極めて小さいという中に入っております。そのとおりでございまして、この事業においても大気の問題も不確実性を2倍、3倍と考えても、測定ができないぐらいの程度の量の影響しかないということで、問題ない

かと思います。

先ほど申し上げたことを付け加えさせていただきたいのですけれども、35枚目のところに分類をさせていただいております。それで、この分類がどうであるかということと、もう一つ、動物、植物、生態系、景観が非常に環境への影響が予測され、いろいろな代償措置がとられるということもあるわけです。そのところは、どういうところが大きな問題になるか、もう少し細かくご指摘をいただければ、ご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 それでは、騒音・振動の方に移らせていただきます。

これは、私ですけれども、特に大きな問題となるようなことはないと思うのですけれども、この要約書の18ページの騒音、それから、その後の振動も同様ですが、予測する際に、走行車両の速度に触れておられます。一般道路では50キロメートル毎時以下、それから、事業実施区域及び篠路清掃工場の付近では30キロメートル毎時という速度で走行することとなっています。この速度をもとにして、車のパワーを設定して、それで計算されているのだと思うのです。これは、スピードを守らなければだめになってしまうということですが、どのようにして管理するのでしょうか。

○事業者（及川施設計画係長） 施設管理課の及川です。

確かに、このスピードがすべてとなってしまいますので、これ以内に抑えてもらうことが必要ですけれども、まず、公道にあつては制限速度を守ってもらうということがあると思います。もちろん、関係する私どもの委託車両とか直営者であれば、こういった指導ができることです。また、工事中であれば、施工業者の方が労働安全衛生法に基づいて設置する協議会があるのですけれども、こういった中で事業者、受託者自身が、災害防止協議会や工事安全管理現場委員会で安全速度の徹底をさせることが、こちらとしても必要になってくると思います。

また、工事の際は、施工計画書を提出させますので、これを遵守するよう、私どもも定期的にパトロールをしたり、監視をしたりということは行いたいと思います。

また、供用開始後ですけれども、日常的な埋め立て管理としまして、私ども現場の方で管理する人間が常駐しておりますので、こういった人間も実際に走る車両の指導や走行ルートの誘導も含めて、速度についても注意を促して、こういった速度違反がないような形で管理運営をしたいと考えております。

○佐藤会長 それで、割合、うまくいくものなのでしょうか。口頭で指導するだけでうまくいくのかなという気がします。大体、そういうものなのでしょうか。

○事業者（及川施設計画係長） 一番難しいのは、自己搬入者と言われる直接ごみを持ってこられる方に関しては、協力をお願いするしかないと思うのです。実際に工事に係る車とか、それから、私たちは計画収集と言っていますけれども、こうした車に関しては逐次指導はできますので、協力をお願いするというよりももう少し強い形で、速度徹底を遵守させることは可能かと考えております。

○佐藤会長 では、そういうことで、よろしくお願いします。

もう一つですけれども、厚い方の第7章第2節の5というところがありますが、道路交通騒音の現況の調査結果がありまして、表7-2-7に、既に現況で環境基準を超えているところがあります。そこは供用後にどうなるのか、どこに書いてあるのか見つけられなかったのですが、これは、結局、どういうことになるのですか。1デシベルを超えるような増加があるのか、あるいは、ほとんど陰に隠れてしまうような程度なのかということです。

もし今わからなかったら、後日でも構いません。

○事業者（及川施設計画係長） 申しわけありません。再確認して、後日、お答えさせていただきます。

○佐藤会長 では、よろしくお願いいたします。

それでは、次に進ませていただきます。

悪臭ですけれども、村尾委員、あるいは、東條委員、お願いします。

○東條委員 悪臭のことは考えていなかったのですけれども、ちゃんとした準好気性構造をつくって、嫌気性状態にしなければ、メタン、硫化水素等の発生は極力抑えられると思います。かつ、緩衝帯も50メートルとっておりますので、特に問題はないと思います。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、また次に進ませていただきます。

水質、地下水、地形及び地質も含めて何かご質問、あるいは、ご意見等がありましたらお願いします。

山本委員、あるいは五十嵐委員、どうですか。

山本委員からは、この参考資料2の方に書かれたことですね。

○山本委員 参考資料2の3ページに、意見交換後に追加送付があった質問というところで質問させていただいたのですが、河川と地下水の両方にわたってしまったのですけれども、福移湿原に関してページでいくと第7章第5節の23ページで、表層の水質の調査の結果から、地点S-1では福移湿原の浅層地下水の水質の影響があるというような話があって、一方で、第7章第6節16ページの地下水のところでは、福移湿原の地下水が別の方向に流れているような結果がありましたので、そのあたりはどういう関係になっているのかという意味で、一つ質問をさせていただきました。お答えが書いてありますが、ご説明をいただければと思います。

○佐藤会長 では、よろしくお願いします。

○事業者（及川施設計画係長） この点に関しては、実際に調査したコンサル会社の方から詳しく説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

○事業者（佐々木） お答えいたします。

福移湿原は、標高が少し高いところにありまして、そこで地下水の観測をしましたところ、北西方向に流下しているのではないかという結果になっております。

一方、表流水を調べますと、湿原の方から篠路第一支線排水に入ってくる動きが少しあるのではないかということになっているのですけれども、恐らく湿原の方が高いので、そこから南の方に行く動きもあるのだろうと考えています。事業予定地の北から東にかけて高いところにありますので、そこから北側に流れる方と、南西の方に向かって流れる方向があると考えています。

○山本委員 どうもありがとうございます。

事業を行ったことで、湿原に対して悪影響を及ぼすことはないということだと理解しますが、1点、この審査とは本当は関係ないかと思うのですけれども、逆に、湿原から水がどんどん排出しているのかなというところは気になっています。湿原を保つという意味からはどうかなというのは、若干、気になっております。これは、事業とはちょっと関係ないので、別の問題かと思えます。

それと、もう一点、プレロードによって地下水位は変化がないということでしょうかということも気になりましたので、こちらもご説明をいただければと思います。

○事業者（及川施設計画係長） こちらに関しても専門的なことになりますので、応用地質株式会社のから回答させていただきたいと思います。

○事業者（佐々木） こちらも、この3ページの方に書かせていただいたのですけれども、プレロードを行いましたところの近傍では、確かに浅層の地下水が全く変わらないということはないと考えております。少し上がるところもあるでしょうし、少し下がるところもあるかと思いますが、その範囲はそんなに広くはなく、事業実施区域周辺、特に福移湿原の方には影響は及ばないと考えております。

○山本委員 どうもありがとうございます。

あとの水質については、埋立地からの水は下水放流されますし、雨水の方は簡単な処理というか、沈殿か何かだったような気がするのですが、土砂とかが流出しないようになっているということですので、そちらは問題がないかと思いました。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

地形、地質についていかがでしょうか。

○五十嵐委員 地下水のことですけれども、特に、先ほど、村尾副会長から説明があった一覧表があったのですけれども、余り影響がないのですが、これは、環境影響評価という観点ではなくて、ちょっと気になることがあります。それは、部会の方で審議させていただきたいと思うのですけれども、実のところ、これはプレロードですと。先ほど、山本委員の方からご指摘があったように、多分、沈下して、周辺に地下水が絞り出されるような形なのです。そうすると、最近よく訴訟等でもあるのですけれども、この処分場ができたせいで、例えば、地下水が汚染されたということがあちこちであるわけです。そのときに、例えば、第7章第6節の2ページに、従来どおりの環境影響評価ということで、内部の水質をとっています。湿原も特に水質をとられているのです。ところが、周辺はそんなにいい周辺環境ではないので、沈下して、押し出された水の影響もかなりあるかと思う

のです。そうすると、例えば、周辺でそういうような汚染物質が見つかったかといったときに、反論できないわけです。

ですから、できれば、周辺の方で水質がどうで、例えば、水が押し出されても影響はありませんということは、少なくとも言っておかないと、後で取り返しがつかないことになります。少し、周辺のバックグラウンドをきちんと押さえておく必要があるのではないかと思います。この影響評価がないと、これは特に問題がないとは思うのですけれども、そういうことに備えたデータをとっておくべきではないかと感じました。

○佐藤会長 この点につきましては、部会の方で細かく議論していただければいいということですが、今、事業者の方から説明していただきますか。

○五十嵐委員 そうというような追加調査のつもりがあるか、環境影響評価という立場ではなくて、別の問題として、そういうものをやられるようなすべはあるのでしょうか。例えば、必要に応じて追加調査をする予算を用意しておくような、ほかの項目でもそうですけれども、そういうような予定はされているのかどうかだけ確認したいと思います。

○佐藤会長 それでは、お願いできますでしょうか。

○事業者（小林施設管理課長） 施工の影響による、外部への影響の有無を確認するためにということですよね。

地下水に限らず、例えば、これまでの清掃工場を建設する場合に、地下ピットなどをかなり深く掘るものですから、そうすると周りの軟弱地盤などですと家が傾いたりしないかということで、施工時の対応として、周りの家のレベルをあらかじめ調べるという対応を行っているのです。それと同様に、ここもプレロードに入るときに、今言われたような周辺への影響が懸念されるということであれば、事前にバックグラウンドを測定するなどの対応もあわせて考えたいと思っています。

今やっても、まだ施工が大分先なものですから、その施工をあわせてやるようなことで検討させていただきたいと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、動物の方に移ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 順番にいきますと、哺乳類が出てくるのですけれども、これはいかがでしょうか。例えば、最初に、コウモリが出てきますけれども、どなたでしょうか、早矢仕委員でしょうか、違いますか。

どなたか、哺乳類に関してご質問、ご意見等がありましたら、お願いしたいのです。

○早矢仕委員 私は、哺乳類は、特にコウモリなんて全くわからないのですけれども、どなたか専門家の方のご意見等は伺っておられるのですか。

○佐藤会長 きょうは、赤松委員が欠席ですけれども、何か意見等を出されておられるのでしょうか。

○事業者（及川施設計画係長） 私ども事業者としては、専門家の方の照会等は行ってい

ない状態でして、確認した内容について簡単にご説明いたします。

○事業者（杉浦） コウモリにつきましては、夜間の鳴き声調査だけをやっております。ここでは、3種のうちのどれかだろうという鳴き声の周波数から、3種というふうに挙げております。このうちのどれかはわかっていない状況です。

鳴き声につきましては、ページ番号で言いますと、準備書の第7章8節の32ページに、地点で鳴き声を確認されたところとしております。実際に調べたのは、この辺の周辺一帯で、モエレ沼なども含めまして、水辺でえさをとるコウモリとか、樹林の上を飛んでえさをとる種も含めて、この辺の周辺で、夜間に、バットディテクターというコウモリの鳴き声を感知する調査機材を用いまして調査を行っております。

○佐藤会長 後ほど、赤松委員から何か意見があるかもしれませんし、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに哺乳類に関して、どなたかありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 それでは、鳥類に進めさせていただきます。

これは、早矢仕委員ですね。

○早矢仕委員 幾つかお聞きしたいことがございます。まず、猛禽類の方ですけれども、今回、営巣木が伐採されることになっているのですが、先ほどご説明をいただいた環境保全措置の中で、非繁殖期に伐採を行うのが保全措置となっていますけれども、これは、私の日本語的感覚では、保全とは言わないと思います。これは、工事という一瞬の影響を排除するという点では配慮の措置にはなるとは思いますけれども、環境の保全措置という点では、もう少し本当の意味での何らかの保全が必要だと考えます。

現地を見せていただいて、質問をさせていただいた回答として、オオタカのことに関しまして、まずは「貯留施設設計での対応や、より適した保全方法を検討したい」とお書きいただいていますので、何らかの措置はしていただけるのだろうと思いますけれども、この辺で、どう具体的なことを検討されるのか、お聞きしたいのです。

それと、同じ回答の中に、「事業予定地周辺にも営巣可能な環境がある」ということですが、少なくとも、準備書での猛禽類も含めた鳥類の調査地点、定点調査、あるいは、ラインセンサスも含めて、猛禽類の調査をするというのは、周辺域が、この赤点だけだとすると、図7-8-5は非常に狭いと考えられます。それで、この調査範囲をもって、周辺に似た環境があるから大丈夫だろうとは言い切れないと思われます。

オオタカ、チュウヒの生息状況に関しましては、準備書の方では伏せられておりましたので、きょう初めて資料を拝見しました。ですから、まだ余りちゃんと見られていない状態ですけれども、チュウヒの営巣のことが書かれています。その辺は、部会の方でちゃんとご説明をいただけたらという気がしています。

全体的な鳥類の話だと、一覧表で事業区域とその周辺にいる鳥に丸がついております。表7-8-17に、現地と既存資料予測対象で丸がついているのですけれども、この現地

は、今ではなくて部会るときで結構ですが、まさに環境が改変される中で確認されているのがどれで、例えば、中にはいなくて、外だけで確認されているのがあるのかということが、もうちょっとわかる資料を拝見させていただきたいと思います。

表7-8-5に鳥類がずらっと載っておりますが、もう少し、種ごとの詳細を、どれがどこにいるのかがわかるような形を拝見させていただければと思います。

今のところは以上です。

○佐藤会長 具体的な細かなご要望がありましたけれども、今の段階で何かお答えいただけることはありますか。

○事業者（杉浦） 猛禽類の調査範囲についてだけ、今、お答えできるので、お答えさせていただきます。

準備書の第7章第8節の11ページの猛禽類の調査地点の赤色の四角は、あくまでもオオタカ、チュウヒを対象としました定点調査を行った配置を示しております。それ以外の、今回、ここでは省いていたのですけれども、オオタカにとっての営巣可能環境とか、古巣の位置を調べる調査は、北海道の平野部におけるオオタカの巣間距離が大体4キロメートルから5キロメートルというのは、北海道の猛禽類という研究会の方で調べられていました、その値を考慮しました。実際に調査したのは、この図よりもはるかに広い5キロメートル四方を車で走って、古巣がどこにあるとか、オオタカができそうな環境があるかは調べてあります。

○早矢仕委員 それらの調査区域とか方法とか結果は、ここには反映されていないということですか。

○事業者（杉浦） そうですね。今回、ここでは省かせてもらっています。

○早矢仕委員 それは、何か理由があるのでしょうか。

○事業者（杉浦） 特に理由があったわけではないのですけれども、話が大きくなってしまふのかなと思って、ここでは省かせていただいております。

○早矢仕委員 もし、現在の営巣木を保全しなくていいという根拠として、その周辺に営巣可能な環境が十分あるということをおっしゃりたいのであれば、当然、その周囲はどういう範囲で、どういう調査をして、古巣がこの範囲であったとか、営巣可能な区域がこの範囲はこうだというような資料のご提示はあつてしかるべきだと思います。やっていらっしやらないのならともかくとして、やっておられる以上、何らかの形で反映される方が説得力は増すと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者（及川施設計画係長） 私の方もその資料は確認しておりますので、部会の際に、その辺は宿題とあわせてご提示したいと思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤会長 では、部会の方で、よろしくお願いします。

早矢仕委員、この資料に関してのことは、含まれていますね。

○早矢仕委員 はい。

○佐藤会長 それでは次に、爬虫類、両生類ですけれども、どなたか質問、ご意見等があ

りましたら、お願いします。

よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 それでは次に、魚類ですけれども、これは妹尾専門委員ですね。よろしくお願いします。

○妹尾専門委員 先日の11月でしたか、現地視察は残念ながら出席ができなくて、現地を眺めていないのですけれども、魚類の中で確認されたヤチウグイとかエゾホトケドジョウ、あとトゲウオ類は、すべて貴重な種として、今、上げられております。貴重な種というのは、今までの川とか水域の改変によって、どんどん数が少なくなり、貴重な種として挙げられてきたわけです。今の生息しているところについては、排水路跡地ということで、そういうところに生息しているわけです。エゾホトケドジョウなどは、本来の生息地は湿地の小川の的なところで、はんらんを繰り返すような水域で分布を広げていく特徴があるわけです。そういう中で考えますと、今、ようやく何とか生息しているというのが現状ではないかと思います。

それから、トゲウオ類についても、まさしく同じです。河川改修等によって、まず、周辺の植物環境がなくなって、それでどんどん姿を消していきました。だから、本当はきれいな冷たい、水草が多くあるところに生息する魚ではあるのだけれども、そういう環境がなくなったゆえに、今は石狩平野の排水路の川の中にクサヨシ等が繁茂するようなところに集中して生息するようになったという種になってきているのです。

今現在の生息している環境は、何とか我慢して生息していると言えるのではないかと思います。だから、代替で、何とか解消できるというところも、できるだけ早い時点で水域をつくって、その水域の中で生態系をある程度回復させて、その中に放流していくようなことが大事ではないかという気がしています。

それと、先ほど、地下水の話が出たのですが、圧力をかけてしみ出しが出ることによって、天塩とか、あと石狩の排水路もそうですが、ああいう泥炭地からしみ出してくると、鉄分がたくさん出て、その鉄分で水路というか、水域が真っ茶色になることが、こういうところで予想されるので、そういうことも調べていただきたいと思います。これは、鉄分でいくと、魚のえらにくっついて、酸化されて真っ茶色になりますから、そういう意味では非常に問題が生じると思いますので、その辺もちょっと調査すべきかなと考えております。

以上ですが、細かいことは、また後から言いたいと思います。

○佐藤会長 今の段階で、事業者側の方でお答えできることは何かありますでしょうか。

○事業者（及川施設計画係長） まだ、現地をごらんになっていないということで、ぜひ一度見ていただきたいと思います。確かに、排水路は赤くなっている状態で、現状でもそういった泥炭地の排水が見られる状態になっているところがございます。

先ほども、必要な調査をということがございましたので、これからご審議をいただく中

で、必要なものを調査できる予算がつけば対応していきたいと思います。

○佐藤会長 それでは、今後、部会の中で十分審議していただきたいと思います。

次は、昆虫ですが、堀専門委員ですね。よろしくお願いします。

○堀専門委員 厚い方の第7章第8節の19ページに、昆虫類の確認種という表があるのですが、この表の見方で確認したいのです。

この中に、事業実施区域というところに丸がついているものが、カウントしたものが、全部で448種ということではないのでしょうか。

○事業者（杉浦） そうです。

○堀専門委員 例えば、第7章第8節の21ページに、科名でゲンゴロウとなっていてところの下から二つ目に、マルガタゲンゴロウがありますよね。これは、事業実施区域で確認されたということですか。

実は、昆虫を見ていくと、ここに丸がついているもので、後ろの方で確認がされていないものが幾つもあるのが、先ほど見ていて気づいたのです。

○事業者（杉浦） マルガタゲンゴロウにつきましては、底生動物の調査の方で、たしか確認されたものだったと思うのです。

○堀専門委員 底生動物の方で確認されたのですね。

○事業者（杉浦） そういうものも、この中には含めております。

確かにおっしゃるとおり、事業実施区域の台形の中だけではなくて、底生動物は周辺も調査しておりましたので、底生動物でとれた種に関しましては、事業予定地の若干外であります。昆虫も事業予定地、台形の調査地の範囲のところに……。

○堀専門委員 今、丸がついていますけれども、第7章第8節の116ページを見ると、底生動物、魚類調査で確認したものを含むと書いてあって、そこには印が全くないのです。

実は、これだけでなく、昆虫のところはたくさんあるので、もう一度、整理して、きちんとしたリストを示していただけますか。

○事業者（杉浦） 申しわけございません。次回の部会までに、もう一回、精査して、間違いがありましたら、そのときに訂正させていただきます。

○堀専門委員 あとは、いろいろな保全措置とか、環境のことについて、環境保全措置のところを見ると、猛禽類に関しては、繁殖期における施工回避と、水生魚類とか水生昆虫に関しては代償の池に移植するとあったのですが、今回の事業の内容としては、基本的に草原環境は何の処置もしないでつぶすという判断をされているということではないのですか。

○事業者（及川施設計画係長） 事業実施区域の最終的に埋立地になるゾーンについては、残念ながら乾性草地は消失してしまうことになってしまいますけれども、50メートルの緩衝地帯については、設備として必要なものも多少置くことにはなるのですが、なるべく改変しないゾーンは極力残していくとのことで、今後、考えていきたいと思っております。

○堀専門委員 緩衝地帯のところで、代償の池と樹林以外の環境も、一応、今後、考えていくという判断でよろしいですか。

○事業者（及川施設計画係長） そのつもりでおります。

○堀専門委員 ありがとうございます。

それと、僕の方から質問したヒザグロナキイナゴというバッタですけれども、この図鑑には道内に生息しているとあると書いてあるのですけれども、実はこのバッタ自体の記録は網走、十勝等日高山脈の東からしか記録のないバッタです。少なくとも、僕は、札幌近郊の記録は、実は一応、同定は合っているようなのですが、初めて見ました。ですので、実は非常に貴重な昆虫かと思います。いつごろ、どのような環境でとれたかとか、後で細かいデータをいただければと思います。

その他のことは、部会で細かくお話ししたいと思います。

僕の方からは以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

具体的なご要望がありましたので、よろしくお願いいたします。

今出てきましたけれども、底生動物はほかにどなたかいかがでしょうか。

○妹尾専門委員 底生動物のところははっきり見ていなかったのですが、マルタニシとか、あとは、モノアラガイがいます。マルタニシについては、よほどうまく環境をつくっていないと難しいところがあるのです。このモノアラガイについては、相当繁殖力がありますので、そこに移すと比較的繁殖していくので、何とかなるのです。マルタニシについては、もう少し環境条件を吟味して、きちんとやっていないと、うまくいかないのではないかという感じがするので、その辺は少しきちんとした生態行動を、条件も含めてやられることを望んでいます。

底生動物はこれだけですか。もっとたくさんいるのではないですか。

○佐藤会長 何かお答えをいただけますか。

底生動物は、ここに載っているだけでしょうか。

○事業者（杉浦） 今、ここでリストに載せているものは、同定が細かくできないところもありまして、何々属とか、何々科というふうに、誤同定をしてはいけないということも含めて、分類上種ではなく上の分類レベルである属とか科にとどめさせているのです。これだけを数えていくと、確かに種数はちょっと少なく出ている形になっております。

○妹尾専門委員 今拝見いたしました。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、植物の方に移らせていただきます。

きょうは、西川委員がご欠席ですが、宮木委員、何かありますでしょうか。

○宮木委員 調査の中で、6種類の希少種が見つかって、そのうち施工対象地では3種類が確認されて、その対応として、第7章第9節の36ページに移植することになっていると思います。この事業地の中の3種というのは、希少度からいっても、それほど高い希少

性があるとは言えないと思いますし、対応としては、これでしょうがないのかなという感じはします。

その調査の内容ですけれども、調査方法として、「目視観察による生育状況の把握」とありますが、以前の滝野霊園の影響評価でも問題になりましたけれども、やはりちゃんとした調査をしないと、移植がよかったのかどうかという評価がなかなかできないので、しっかりした植生調査をしていただきたいと思います。例えば、個体とか株にマーキングをして、その成長量、高さを測るとか、花の数を数えるとか、そういう具体的なデータをとっていただきたいと思います。

それから、ここの50ヘクタールというかなり大規模な草地がなくなるということで、この地域はもともと湿地で、田畑放棄地跡に成立した草原植生が多いと思うのですけれども、札幌市全体から見たら、こういうところがどんどんなくなっています。生態系としては、生物多様性を保全するためには、このような草原植生も残していくべき場所だと思います。

ですから、ここだけを見て、ほかにまだ残っているからいいかなというのではなくて、やはり札幌市の全体計画の中で、こういうところは草原植生として残しましょうとか、大きな枠組みをつくっていく必要があるのではないかと思います。この地域で大規模な草原がなくなるということは、山本公園の重要性と同じように重要なことですので、分科会の最初に議論していただく必要があるかと思います。

質問ですけれども、この埋め立てた後、どうするかというものは、またこれからということでしょうか。

○事業者（及川施設計画係長） 今、山本公園は、みどりの推進部の公園化の計画がありますけれども、こちらに関してはまだ全く白紙状態ですが、少なくとも、緑化して、また緑に戻すということは考えていかなければいけないと思っております。

○宮木委員 以上です。

○佐藤会長 ところで、参考資料2には、宮木委員から出された鳥類等についても書かれていますが、これはこれでよろしいでしょうか、ご確認いただけましたでしょうか。先ほどの鳥類のところで確認すべきでしたけれども、こういう回答でよろしいということでしょうか。

○宮木委員 結構です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。それでは次に、生態系ですけれども、これについてはどなたかいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 現段階で特になければ、次に、景観あるいは触れ合い活動の場ということで、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 質問したいのですが、これは周りの50メートルの緩衝地帯があるのですけれども、これについては何か決まりがあるのですか、均一に盛土区域をぐるっと50メートルでとらなければいけない何かがあるのでしょうか。

○事業者（及川施設計画係長） 特に規定はないのですけれども、私どもは、これまで埋立地をほかにもつくっているのですが、軟弱地盤であったりしまして、最低限の緩衝地帯という空間は確保しているようにしております。

○吉田委員 この50メートルは、最低限ですか。

○事業者（及川施設計画係長） 私たち事業者から見ますと、最大をとったという考えではいるのです。

○吉田委員 景観につきましては、今回、いろいろな視点場から見てやっているのですが、基本的には遠景を主体として見ているところがあって、ここの近くを通っているのは道道112号線ですか、その先端のあいの里のあたりからとった写真を唯一もとにして評価していますね。基本的にもうちょっと近景というか、あそこの道道を通る車からよく見えることから、道道からの視点が重要ではないかと思いました。

道道から、間に森もあるわけですから、400メートルぐらいしか離れていないので、近景として結構目立つと思いました。例えば、これで景観評価をすると、どういう結果が出るかという予測なのですけれども、目立つか、目立たないかというと、大きな自然風景の中ですから、多分、そんなに目立たないのではないかと思います。ただ、それだけを注視し見ると、自然か、不自然かということ、とても不自然な形のものができてくるわけですし、美しいか、美しくないかということ、余り美しくはないというぐあいに景観的には感じられると思います。

今回のアセスメントについては、評価基準がちょっとあいまいになっているところから、私の私見ですけれども、例えば、大型の土木構造物をつくるときには、法尻の処理とか法肩の処理は、ラウンディング、丸くするとか、自然風につくるというやり方をして、景観的によくする方法があります。あまり土を盛った山の状態だけで、次の公園の緑化まで持っていくのはどうかと思います。やはり、造成地ができ上がって、しばらくの間としても、ある程度近景で見てよいような形態がよろしいのではないかと思います。

もう一つは、緩衝地帯の質問をしたのですけれども、これは前の生態系とも絡んでくると思うのですが、本当にこの形で均一に50メートルずつ縁からとって、この山の形が一番ベストな解かどうかは、私もよくわからないところです。公園とか山をつくるときは、基本的には、周りの生態系の状況に合わせてつくり上げます。ピラミッドのような人工的な形のものができて、遠景ではかすんでそんなに目立たないかもしれないけれども、近くから見れば不自然で、醜い形に見えるのではないかと思います。そういった意味では、もう少し細かいところの処置とか、それから、ここの50メートルが本当にいいかどうかはちょっと疑問に思いました。

以上です。

○佐藤会長 最近、こういう会議では、近景がいつも話題になります。

それから、吉田委員は、部会に入っておりませんので、もしここでお答えいただくことがあれば聞かせていただきたいと思います。

○事業者（小林施設管理課長） 補足になるかどうかかわからないのですが、私どもは、ごみ処理の貯留施設として設けるということもありまして、まず、一つ優先しなければならないのは、安全にごみを貯留して、そこから周辺への汚染を出さないことが第一です。

それから、埋めるものそのものを減らすということにも取り組んでおりますけれども、最小限、埋めなければならないものは、こういった貯留施設で処理していくということの中では、今、土地がなかなか簡単に手に入らない中では、最大限、ごみを埋めるスペースに使いたいというのが本音です。

そうはいつても、周辺に迷惑をかけないだけの緩衝地帯として、一つの目安が50メートルぐらいということで事業をやってきております。無尽蔵に土地があれば、その倍ぐらいの緩衝地帯を設けることも可能かと思っておりますけれども、今、この事業予定地の次の予定地のめどがほとんど立っていない段階ですので、とりあえず、50メートルを基本に事業計画を進めたいと考えております。

あと、ごみを埋めるのだから、多少、景観が悪くても我慢しろということでは決してなくて、例えば、緩衝地帯に植樹をして目隠しにするとか、近景から見てピラミッド状のものが直接見えないようにするような工夫とか、あるいは、法面の植樹は、現在の埋立地でもやっております。そういったことで、できるだけ景観は整えていきたいと思っています。

○佐藤会長 いかがですか。

○吉田委員 誤解のないようにお話をしたいのですが、私は、まず、ボリュームについて減らせと言っているわけではなくて、12メートルが目立たないということで設定しているわけですから、モエレ沼の山のように、目立たない範囲でいろいろな形ができるのではないかと思います。だから、ボリュームのことを言っているわけではありません。

もう一つは、50メートルのことにつきましては、50メートル以外の対象地に、例えば、何か重要なものが見つかった場合は、あるところは60メートル、70メートルにして、ある程度のところは30メートルとしてもいいのではないかと思いますという意味でございます。

○事業者（小林施設管理課長） ありがとうございます。

今おっしゃったとおり、例えば、場所によっては60メートルで、支障のないところは40メートルにするとか、そのように柔軟に対応していきたいと思っています。

○佐藤会長 では、よろしくお願いいたします。

それでは次に、温室効果ガスについてということですが、半澤委員、お願いします。

○半澤委員 まず、結論から申し上げますと、最後の重要度の表については、このとおりで、特に大きな影響はないだろうと考えております。

きょう、差しかえをいただいたので、確認ですが、どこが主に違っているのかということと、一つ気になったのは、浸出液の処理施設のエネルギー源としては、油とか化石燃料系だけなのか、あるいは電力も含まれているのか、そこを確認させてください。

以上です。

○佐藤会長 お答えをお願いします。

○事業者（佐々木） 第7章第14節の温室効果ガス等のところで、今回、見え消し版として、修正箇所をお示ししておりますが、大きな修正点は、埋め立て面積を12年かけて埋め立てる、つまり、埋め立てるときの予測を12年間でやっているところです。先にお配りしています準備書の方は14年でやっております、その2年分の差が大きな変更点となっております。

浸出水処理施設につきましては、今すぐはわからないので、確認して、ご報告いたします。

○佐藤会長 では、後ほど、お願いいたします。

それでは、廃棄物ですけれども、東條委員、お願いします。

○東條委員 準備書にある、建設工事に伴う廃棄物と、伐採に伴う廃棄物に関することに関しては、特に問題はないと思います。

この準備書とは違う話になってしまうのですけれども、2点ほど申し上げたいと思います。

前回も同じようなことを申し上げたのですけれども、廃棄物処分場の環境影響と考えた場合に、廃棄物処分場の特異性は、そのものが環境汚染のポテンシャルを持っているということだと思うのです。かつ、その環境の汚染ポテンシャルを、かなり長期間、50年から100年ぐらい補償していかなければなりません。そのときに、すべてが健全に機能した状態を前提に何も起きませんという状態でいいのか、それとも、機能不全に陥っても大きな問題が起きません、大丈夫というようなことを言うべきなのか、今までの事例を考えると、機能不全に陥って、いろいろな問題が起きていると思うのです。確かに、もしそう考えると、幾らでもシナリオがありますから、そんな影響予測は不可能ですが、そういった前提に立った上で、埋め立て処理は、多重安全構造といいますか、いろいろな機能不全に陥っても機能し続ける、環境を守れる構造でなければならないと思います。

そういった意味で、先ほど、悪臭のところで申し上げたのですが、前提として、準好気性構造が保たれれば問題ありませんと私は申し上げました。それで、この説明をいただいたときに、断面図のある2枚目の図ですが、この図は準好気性ではないのです。準好気性構造は、もともと下から空気が集排水管を介して入って行って、内部で反応熱によって熱対流が起きて上側に抜けていき、それでエアレーションがされて、中の水がきれいになっていく、もしくは、ガスが嫌気性にならなくてCO₂だけになるという構造です。ですから、この絵だと多重安全構造にならないということになってしまうので、ここはちょっと直された方がいいと思います。

準備書と全然関係ない話になっているのですが、ガス抜き管周りも石がいっぱいありまして、そういったものが浄化に寄与しています。中で水がきれいになれば、外に出るインパクトがないということですから、そういった多重安全構造を前提に影響評価をしたいということがあります。

それから、五十嵐委員がプレロードの話をされましたが、この件は、プレロードされて、

建設残土を使うとおっしゃいました。もし、建設残土が埋立地の地下に入った場合、多分、透水性によるのでしょうけれども、もともとここは泥炭で10のマイナス7乗くらいの透水係数で、埋立地のライナーから漏えいが起きた場合に、10のマイナス7乗程度であれば、多分、飽和していますから、拡散が起こると思うのですが、移流は遅いと思うのです。ところが、この建設残土が入ったときに、それが現地地盤の泥炭よりも透水係数が高かったら、より移流で周辺に拡散する可能性も出るのではないかと思います。では、それが漏れるという前提ではないかとなりますので、そういう意味で多重安全構造を築くとしたら、この建設残土を入れて、そこから漏えいがあった場合に、地下を浸透して、広がっていくことは十分防げるという構造を準備するといった考え方で進めていただきたいと思います。

以上です。

○事業者（小林施設管理課長） この構造は、準好気性構造ではないというご指摘だったのですが、この絵は、かなり簡略化しておりまして、委員がおっしゃられたとおり、集排水管は必要な口径として、大きなものと250ミリメートルとか、かなり太いものが入っております。その集排水管が通気管も兼ねておりまして、ガス抜きも含めて好気性に保つような構造になっております。まず、それが一つです。

それから、安全性に関して、壊れても、どこか機能不全が起きても大丈夫なものとしてつくっているのか、それとも絶対に起きないものとしてつくっているのかということだったのですが、今の埋立地の構造基準は、壊れても機能不全を完全に起こさない構造でつくられておりまして、その一つが、遮水工の二重化です。まず、環境汚染物質を系外に出さないという点では、遮水工というものが生命線になるのですが、それが、現在、二重ということで行われております。

それから、二重の遮水層の中間に、モニタリング層を設けまして、そこに汚水が来ていないかを監視する形で安全は保っていくこととなっています。その二重遮水だけではなくて、さらに、埋立地の周囲に観測井戸を必要数設けまして、モニタリングも同時にやっていく形で、その機能不全がないかどうか、常に監視しながら運用していく基準になっておりますので、この埋立地も、それに基づいてやっていきたいと思っています。

以上です。

○佐藤会長 それでは、それ以上の議論は、部会の方でやっていただくことにしたいと思います。

大分時間がなくなってまいりましたが、遠井委員、よろしいでしょうか。

それから、村尾副会長、最初に述べられた、どこが重要でという話はよろしいでしょうか。何か確認すべきことはありますか。

○村尾副会長 お話をありがとうございました。

最初に、これで示していただいた予測評価結果で、環境への影響がない、または、極めて小さいという分類と、環境への影響が予測されて代償措置や低減措置を設定している項目の分類は、今のお話を聞く限り、大体それでよかろうと思います。

ですから、部会の方では、ここに上がっている動植物、生態系、景観、それに多少関係する部分として、地下水の問題を中心にして進めていくことでよろしいでしょうか。

それでよければ、二つぐらいの視点があろうかと思います。この審議会ですっと前からお話がありました事後調査をどんなふうに考えたらいいか、あるいは、事後調査の結果みたいなものに対して環境措置を私たちがどんなふうに考えたらいいか。それから、この事業で一番特徴があるのは、時間的に非常に長い話でございまして、移植が生じる、あるいは、オオタカにつきましても、事業実施にはかなりの時間がありますので、それに対して、こんな工夫をしていただけないかという言い方も、ほかの事業と違ってできることもあろうかと思います。

そのような点を中心に、年末、お忙しいところを申しわけありませんが、部会の委員にお集まりいただければと思います。

○佐藤会長 それでは、本日の質疑はこれで終わりたいと思います。

○事業者（小林施設管理課長） 一つだけ、補足させていただきます。

冒頭で、佐藤会長からご質問のありました騒音・振動の件ですけれども、対策として、速度規制を設けても、それが果たして担保されるのかというようなことでした。

ちょっと十分なお答えができなかったのですが、我々、埋立地を管理する側としては、騒音・振動の問題である以前に、安全の問題もあります。公道を走る車は制限速度を守るとするのは当然のこととして、敷地内についても制限速度を設けまして、工事車両については、施工管理の安全計画の中で徹底していくということと、ごみの搬入車両についても、埋立地の中に受け入れるごみを監視するための搬入監視員を置いておりますので、それで常時監視しながら、守られていないようであれば当然チェックしていく形で担保していきたいと思っています。

これが補足です。

○佐藤会長 ぜひ、実効的な形で制御できていければと思います。

それでは、今後は、本日の質疑を踏まえて、部会の方でじっくりと議論をしていただきたいと思います。

これで、（仮称）北部事業予定地一般廃棄物処分場事業準備書についての審議は終了したいと思います。

専門委員としてご参加いただきました堀専門委員、妹尾専門委員、どうもご苦労さまでした。

また、事業者の皆様も、どうもありがとうございました。

ここで、休憩をとります。

[休 憩]

○佐藤会長 それでは、会議を再開いたします。

二つ目の議題は、条例改正のあり方の中間報告案です。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、45分ぐらいまでをめに、よろしくお願いいたします。

まず、幾つか条例改正関係の資料がありますので、資料の説明からさせていただきます。

最初に、資料2-1ですけれども、中間報告（案）ということで、1枚目がかがみになっております。これをめくっていただいて、次からが中間報告（案）になっています。

内容は、後ほど読み上げますけれども、最初に、条例改正に当たっての基本的な考え方、次に、条例改正のあり方ということで記載しております。

中に、点線で囲った部分がありますけれども、こちらは、各項目の今まで議論してきた中での追加とか改正の背景について記載しております。この内容を理解するために追加してあるものでして、正式な中間報告の際には、この点線の囲みは省略したいと思っています。

次に、資料2-2ですけれども、こちらは、これまでの審議の経過について一覧にしてまとめたものでございます。

引き続き、参考資料3ですけれども、こちらの方は、今回の中間報告（案）に基づいて、想定される条例の改正内容のポイントについてまとめたものです。

右上の囲みに五つの主なポイント、下の方には全体の手続の流れを通して、赤字の部分が現行から追加となる部分であると示したものです。

最後に、参考資料4ですけれども、今、北海道においても条例改正を検討しておりまして、北海道の方では、10月26日付で、北海道環境影響評価審議会から、この答申が市に対して出されておりますので、参考までに配付させていただきました。

それでは、最初の資料に戻っていただきまして、この中間報告（案）の内容について、まずは本文を読み上げさせていただきたいと思いますので、目で確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、宮下の方から、本文を読み上げさせていただきます。

先ほど、課長の大江からありましたように、点線の囲み部分については読み上げませんので、各自ごらんになっていただければと思います。

それでは、1ページ目をお開きください。

読み上げます。

「1 札幌市環境影響評価条例改正に当たっての基本的な考え方。

（1）札幌市における環境影響評価制度。

環境影響評価制度とは、開発事業等が環境に及ぼす影響を事業者自らが事前に調査、予測及び評価し、その結果に基づいて環境への配慮を行うものである。

札幌市では、平成11年の環境影響評価法（以下「法」という。）の施行に合わせ、札

幌市環境影響評価条例（以下「市条例」という。）を制定し、法及び市条例の２つによって環境影響評価制度の運用を行うことにより、本市における良好な生活環境の保全を進めてきた。

（２）基本的な考え方。

国においては、法施行から１０年以上が経過し、法の施行を通じて浮かびあがった課題や生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続きのオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、環境影響評価法の一部を改正する法律（以下『改正法』という。）が平成２３年４月に公布された。改正法では、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）手続きの新設、事業者による環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）段階における説明会の義務化等の制度充実の規定が盛り込まれている。

本市においても、市条例の制定から１０年以上が経過し、法と同様に施行を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化への対応、事業の早期段階における環境配慮の促進など制度の充実が必要であることから、今後も、法との整合性を図りながら制度の見直しを進めるべきと考える。

（３）北海道環境影響評価条例との整合性。

現在、市条例は北海道環境影響評価条例（以下「道条例」という。）と同等以上の効果を有するものと認められるため、本市においては道条例の規定が適用されず、環境影響評価制度は法及び市条例により運用されている。

市内において道条例が適用されることにより、事業者が同一の事業に対して、同様の手続きを行うことになることを避けるため、改正後の市条例において、引き続き道条例の適用除外をうけることが必要である。

２ 札幌市環境影響評価条例改正のあり方について。

（１）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）手続きの新設。

ア、配慮書手続きの新設。

事業の実施による環境影響の一層の回避、低減を図るため、方法書作成前の手続きのとして事業の計画立案の段階での環境への配慮を検討する必要がある、その手続きを新設する必要がある。

（ア）配慮書等の送付等。

配慮書手続きを行う者は、配慮書及び要約書（以下「配慮書等」という。）を作成し、これらを市長へ送付する必要がある。

（イ）配慮書等の公告縦覧。

配慮書手続きを行う者は、配慮書等を公告縦覧する必要がある。

（ウ）説明会の開催。

配慮書手続きを行う者は、住民の理解を深めるため説明会を開催する必要がある。

（エ）意見募集。

市長は、配慮書等について環境保全の見地からの意見を有する者から意見を聴取する必要がある。

（オ）市長意見。

市長は、配慮書手続きにおいて環境保全の見地から意見を述べる必要がある。

（カ）審議会関与の義務化。

市長は、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べるときは、札幌市環境影響評価審議会の議を経る必要がある。法対象事業について、市長の意見を求められた場合も同様とする必要がある。

イ、配慮書手続きの対象事業。

配慮書手続きは、環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある現行条例における第一種事業規模以上の事業について実施することとし、第二種事業については当該事業を実施する者の判断によりその手続きを実施することができることとする必要がある。

ウ、配慮書の作成。

（ア）複数案の設定。

配慮書手続きを行う者は、事業の位置・規模又は施設の配置・構造に関する適切な複数案を設定し、環境保全のために配慮すべき事項について調査、予測及び評価を行い、その結果を配慮書として取りまとめる必要がある。

また、複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めるよう努める必要がある。

なお、複数案を設定しない場合はその理由を明らかにする必要がある。

（イ）単一案の設定。

複数案が設定されなかった場合には、単一案の選択に至る過程において検討された重大な環境影響の回避・低減について配慮書に記載する必要がある。

（ウ）調査方法。

調査は、原則として既存資料を用いて行い、必要な場合には専門家等からも情報を収集する。なお、これらによって必要な情報が得られない場合には、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集する必要がある。

（エ）予測方法。

予測は、科学的見地等をもとに可能な限り定量的に行うことに努め、それが困難な倍には定性的な手法も用いることができることとする必要がある。

（オ）評価方法。

評価は、複数案ごとに選定事項について環境影響の程度を整理し、これを比較することを基本とする必要がある。

また、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の見地からの基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合性がはかられているか可能な限り検討する必要がある。

エ、配慮書の案の手続きの新設。

配慮書手続きを行う者が、配慮書の作成に先立ち、住民理解の一層の促進を図るため、自主的に説明会の開催や住民意見の聴取を行うことができるよう『配慮書の案』の手続きを設ける必要がある。

（ア）配慮書の案の作成。

配慮書手続きを行う者は、配慮書を参考に配慮書の案を作成することができるとする必要がある。

（イ）配慮書の案の公表。

配慮書手続きを行う者は、配慮書の案を作成した時は、これを公表することができるとする必要がある。

（ウ）説明会の開催。

配慮書手続きを行う者は、住民の理解を深めるため、配慮書の案の説明会を開催することができるとする必要がある。

（エ）意見募集。

配慮書手続きを行う者は、配慮書の案を公表したときは環境の保全の見地からの意見を有する者から意見を聴取することができるとする必要がある。

（オ）配慮書の案の作成に伴う配慮書への記載事項。

配慮書手続きを行う者は、配慮書の案の手続きを行ったときは、配慮書にその経過及び住民意見の概要とこれに対する配慮書手続きを行う者の見解を記載する必要がある。

（２）方法書手続き。

ア、配慮書の作成に伴う方法書への記載事項。

方法書手続きを行う者は、配慮書手続きを実施した事業については、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの、複数案を絞り込む過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容、提出された一般住民意見の概要とこれに対する見解及び市長意見に対する事業者の見解を方法書に記載する必要がある。

イ、要約書の作成。

方法書手続きを行う者は、方法書の住民理解を深めるために要約書を作成する必要がある。

ウ、説明会の開催。

方法書手続きを行う者は、方法書の住民理解を深めるために説明会を開催する必要がある。

エ、審議会関与の義務化。

市長は、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べるときは札幌市環境影響評価審議会の議を経る必要がある。法対象事業について、市長の意見を求められた場合も同様とする必要がある。

（３）対象事業への風力発電所の追加。

ア、対象事業の追加。

再生可能エネルギー法の施行等に伴い、今後増加が予想される風力発電所については、騒音や低周波音、バードストライク等の環境影響が懸念されることから、条例手続を要する対象事業に追加する必要がある。

イ、規模要件。

法対象事業と同様に総出力を規模要件の指標とする必要がある。

騒音や低周波音、バードストライク、景観等の地域を特定しない環境影響に配慮し、地域に関係なく一定規模以上の事業を対象とする必要がある。（第一種事業の規模を創出力1,500キロワット程度以上とする必要がある。）

ウ、調査・予測・評価手法。

バードストライク等の風力発電施設固有の課題などについても十分検討を行い、技術指針において当該施設の係る調査、予測、評価手法等を適切に設定する必要がある。

（４）環境影響評価図書の公表。

ア、環境影響評価図書の公表。

（ア）インターネット公表。

事業者は環境影響評価図書に対する住民の理解をより一層促進するため、紙媒体に加えインターネットの利用により環境影響評価図書を公表する必要がある。

（イ）わかりやすい公表・意見募集の体制。

①環境影響評価図書の内容の周知方法。

事業者は、住民の理解をより一層促進するため、インターネットの利用による公表の他、要約書の作成、要約書を簡素にまとめた資料（以下「概要版」という。）などの作成等のわかりやすい公表に努める必要がある。

さらに、希望する住民へ環境影響評価図書の貸し出し及び概要版の配布等に努める必要がある。

②縦覧及び説明会の実施の周知。

事業者は縦覧及び説明会の実施を広く周知するため、報道機関（テレビ・ラジオ等を含む）への発表、インターネットによる公表、チラシの配布等の複数の広報手法を用いて、住民への周知に努める必要がある。

イ、掲載期間。

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続きの経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した環境影響評価図書について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）まで公表するよう努める必要がある。

（５）事後調査手続きの見直し。

ア、事業者見解書。

事後調査に対する事業者と住民とのコミュニケーションを促進するため、事後調査に対する環境保全の見地からの意見についての事業者見解を述べることとする必要がある。

イ、市長意見。

市長は、事後調査報告書について、必要に応じて環境の保全の見地からの意見を述べる
ことができることとする必要がある。

ウ、審議会関与。

市長は、事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を述べるときは札幌市環
境影響評価審議会の議を経る必要がある。

エ、公表主体の変更。

事業者は作成した事後調査報告書を自ら公表する必要がある。」。

本文については以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

残り4分になってしまいましたが、資料2-2、資料2-3があるのですよね

○事務局（大江環境共生推進担当課長） こちらの方は、ごらんいただければと思います。

○佐藤会長 時間はほとんどなくなってしまうかもしれませんが、もし気になることとか、
ご意見等がありましたら、メール等でも期限をつけて受け付けるということですが、ぜひ
この場で言いたいということがあれば、お願いしたいと思います。

○遠井委員 時間もありませんので、一般的なコメントだけです。

文面は、丁寧につくられているので、それを直してくださいという話ではないですけれ
ども、改めて、全文を通して拝見して思ったのですが、住民の参加とか、住民に対する説
明会が、今回、複数回にわたり設定され、その趣旨についても、理解の促進ということが
明記されておりました。従来、環境影響評価と住民との関係は、意見聴取のためにやるの
であるという考え方が、法律では割とあったのですけれども、これを拝見しますと、それ
をさらに超えて、社会的な合意の促進とか、もしかしたら、さらに民主的な要請まで考え
て、単なる多様な意見を集める情報源ではないと位置づけていらっしゃるのかなと感じた
のです。そのような基本的な考え方を明確に考えていらっしゃるのかどうかということが
一つです。

もし、そうであるならば、とりわけ、早い段階での説明会は、後半の説明会と趣旨が違
ってもいいのではないかという気がしました。というのは、これは、文面に書くような話
ではなく、運用レベルでの考え方だと思うのですが、一方的にこういうものがありますよ
というご説明ではなく、むしろ、最近、リスクコミュニケーションでよく言われるように、
双方向的なコミュニケーションができるような場にするとか、あるいは、議案も環境保全
上の何か特定のものに限定せずに、さまざまな意見を聞くということができるようにした
方が、本来、ここで早い段階から住民参加を決める趣旨に、より近くなるのではないかと
いう印象を受けました。

そういうことを踏まえて、住民参加について、これだけ理解の促進ということを文面にも
書く以上、明確に位置づけをされているかどうかを改めて確認をしていただければあり
がたいなと思った次第です。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 基本的に、ここに書かれていることは、これまでの審議を踏まえて、基本的に忠実にそれが表現できるようにということで、こういう書き振りにしてきていると思います。多分、考え方としては、今、遠井委員がおっしゃったような、単に一方的に意見を聞くだけではなくて、まさに住民理解を深めるために、いろいろな機会を設けて広くご意見を聞けるようなということでの今回の改正ポイントだと思っています。

理解としては、今、遠井委員がおっしゃったような理解でよろしいと思います。実際に、この後、条例化という作業が出てきたときに、法的な作文のテクニックみたいなものもあるので、どこまでできるかわかりませんが、運用の中ではなるべくそういうようなことをきちんと踏まえた上で、実際の運用ができるようなことをしていきたいと思っています。

○佐藤会長 それでは、何か意見が出てくることがあるかもしれませんが、それも含めて、今後どのようなスケジュールで進めていくかについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 本当に、きょうは余り時間がなくて申しわけなかったのですが、今、佐藤会長からもお話をいただきましたように、もしご意見や質問等があれば、メール等でいただきたいと思います。

その期限ですが、12月12日まで、あと1週間ほどで見ていただいて、何か意見等があればいただきたいと思っています。その意見を踏まえて修正した場合には、また皆さんにそれを提示させていただきまして、この中間報告の最終的な決定については、この後、メール等のやりとりでさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

その後の作業ですけれども、中間報告書の内容を踏まえて、条例改正の内容についてのパブリックコメントを来年1月から2月にかけて行う予定にしています。パブリックコメントの結果については、また審議会の方にお知らせをしまして、それも参考にして、最終答申をまた検討していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○佐藤会長 ということで、12月12日締め切りということで、よろしくお願いします。

では、きょうはこれでよろしいですね。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 事務局の方にお返しします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） きょうは、本当に長時間にわたり、二つの議題についてご審議いただきまして、ありがとうございました。

今後の審議会の開催に予定ですが、次回の全体の審議会は、1月16日水曜日の午前10時から、今度は市役所の6階の会議室で行いたいと思います。新年早々ですが、よろしくお願いいたします。

議題については、創世1.1.1区（さんく）と北8西1の市街地再開発事業の方法書の答申案の審議を予定しておりますので、よろしくお願いします。

正式な開催案内については、また、追って送付をさせていただきたいと思います。

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、本日の審議会をこれで閉会とさせていただきます。

長時間、本当にありがとうございました。

以 上